

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在のC会社内の西側斜面耐震補強工事現場（以下「現場」という。）において、立坑上部で機器の運搬等を行う作業員として就労していた。
- 2 請求人によれば、同月〇日の業務中、請求人の上司に当たる職長のDから怒鳴り声で罵倒されたことから、睡眠障害、頭痛、焦燥等の諸症状が生じたという。請求人は、同月〇日、Eクリニックを受診し、「適応障害」と診断された。
- 3 本件は、請求人が請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の病名と発病時期について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、同年〇月〇日、ICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病したものと判断している。

当審査会としても、請求人の症状の経過等に照らし、決定書理由に説示するとおり、請求人は平成〇年〇月〇日、ICD-10診断ガイドラインの「43.2 適応障害」を発病したものと判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、決定書理由に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）のとおりである。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、請求人は、平成〇年〇月〇日、現場において、坑内で作業を行うDの指示の下、立坑上部から立坑下部への機材の上げ下ろしの操作等の作業中に、Dから怒鳴り声で罵倒されたことを挙げ、これはパワーハラメントであり、請求人を侮辱するものであると主張しているため、以下検討する。

ア 請求人は、同日の現場で作業をしていた者の皆が聞こえる状況で、Dから、必要のない大声での指示に伴い、請求人の人格や人間性を否定するような発言を受け、侮辱されたと主張する。

イ 一方、Dは、同日の現場において、厳しい口調で作業指示を行ったことは認めるものの、自身が足場から落下する危険が生じたことから、安全に作業を進めるため、請求人だけではなく、機材の上げ下ろしの操作を誤った立坑上部の作業員全員に対して指示を行ったものであり、請求人に対して意図的に嫌がらせやいじめをしようとしたものではないと述べている。

ウ この点、請求人作成の同月〇日付け報告書、G、H及びDの聴取書（以下

「事業関係者聴取書」という。)並びにIの電話録取書によれば、同月〇日の現場では、立坑下部で作業を行うDは、立坑上部で作業を行う車両のオペレーターに対しては無線機を介して、その他の作業員に対しては声を出して直接指示を行っていたことが認められ、とりわけ直接声で指示する場合は、指示の音が発電機や車両のエンジン音等の騒音にかき消されないようにするため、特に大きな声で指示していたと認められる。

エ また、事業関係者聴取書によれば、平成〇年〇月〇日の現場では、立坑上部の建設機械の誤操作によって立坑下部で転落事故が発生するおそれがあったことが認められ、この点を考慮すると、確実に転落事故を回避するため、現場の責任者であるDから立坑上部の作業員に対して行われた作業指示が大声でやや厳しい口調になった可能性は否定できない。

(4) 上記(3)ア～エの諸点を勘案すると、当審査会としては、同日の現場におけるDの指示は、作業を安全に進めるためのものであり、請求人を侮辱する意図をもって行われたとは認められず、請求人の主張は採用できない。

(5) 以上の事情を総合的にみると、決定書理由に説示するとおり、請求人の主張する出来事は、認定基準別表1の具体的出来事「上司とのトラブルがあった」(平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」)に該当するが、Dの指示内容は建設現場における一般的な業務指導の範囲内にとどまることに鑑みると、当審査会としては、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(6) したがって、請求人に発病した本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

(7) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。